

水産業コスト縮減緊急対策事業費補助金 実施基準

水産業コスト縮減緊急対策事業実施要綱（以下、「実施要綱」という）に基づく補助事業の実施については、この基準の定めるところによる。

（事業種目について）

第1 実施要綱別表に掲げる対象経費の詳細については、事業種目別に以下のとおりとする。

事業種目	取組例
(1) 漁業・養殖業等の生産活動の効率化（スマート機器）	高性能ソナー・レーダー、GPSプロッター、潮流計、遠隔式魚群探知機、AI搭載型自動給餌機、魚体計測装置、漁場環境モニタリングシステム、水中ドローン等の導入
(2) 海面養殖業の生産活動の効率化（(1)以外）	省人型網洗い設備、餌用冷凍庫の改修・新設、モイストペレット造粒設備、飼育環境制御設備等の整備
(3) 漁船機関の長寿命化	漁船機関のオーバーホール
(4) 海面養殖施設資材の長寿命化等	高耐久性の生簀杵・網の導入、網地等資材の防汚処理等
(5) 定置漁具の長寿命化等	網地等資材の防汚処理
(6) 種苗生産・陸上養殖におけるコスト縮減等	省エネ型水槽等の整備、高効率発電機、高効率ポンプ、高効率ボイラー等の導入
(7) 加工流通分野におけるコスト縮減等	原料保管設備、脱パン機、フィレ機、スライサー、自動計量機、自動袋詰機等の導入
(8) 魚市場における集出荷能力向上・効率化	フィッシュポンプ、海水冷却設備等の整備

(施設・設備、機器の分類について)

第2 実施要綱別表の事業区分に掲げる施設・設備と機器の分類については、以下のとおりとする。

(1) 施設・設備

施工場所や用途、必要な能力等に応じて個別の設計を要し、また、既存施設等と連結し一体として機能するための工事を伴うもの。

本事業においては、以下の例及びこれに類するものを対象とし、これ以外のものについては、必要に応じて協議するものとする。なお、一定の水域に固定して使用する養殖生簀や定置漁具等は施設とみなし、その部材の長寿命化等の取組もその対象とする。

例：餌用冷凍庫、モイストペレット造粒設備、飼育環境制御設備、高耐久性の生簀枠・網等、フィッシュポンプ、海水冷却設備、出荷調整用生簀、原料保管用設備、生産設備等

(2) 機器

単体で販売されており、固定工事を必要としないもの、又は簡易な取付作業で使用可能なもの。

本事業においては、以下の例及びこれに類するものを対象とし、これ以外のものについては、必要に応じて協議するものとする。

例：高性能ソナー、GPSプロッター、潮流計、遠隔式魚群探知機、AI搭載型自動給餌機、魚体計測装置、漁場環境モニタリングシステム、水中ドローン、水産加工流通機器（スライサー、自動計量機、自動袋詰機等）、高効率発電機、漁船機関オーバーホール等

(補助対象外経費について)

第3 実施要綱別表に掲げる全ての事業区分については、以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 契約や機器の購入、納品、施設等の整備の完了、検査、支払いまでの手続きが令和9年3月31日までに完了しない取引に係る経費
- (2) 補助事業と無関係の経費と混合して支払われ、補助対象分が明確に区分できない経費
- (3) 事業主体が支払いを行っていない経費
- (4) 帳票類の整備に不備がある取引に係る経費
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 振込手数料
- (7) 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- (8) 建物等の建設や不動産取得、借地料、設計費、施設取得にかかる登録や検査等の手続き料

- (9) 中古品又は古材の購入
- (10) リースやレンタルによる機器等の導入に係る経費
- (11) 事業目的に直接的に寄与しない過大な予備的部品の購入や設置、消耗品的な部品の購入
- (12) 既に導入している施設、設備及び機器の単純更新や、同一性能の部品の交換や劣化の補修のみのもの。ただし、漁船機関のオーバーホールはこれに含まない。
- (13) 既存施設、設備及び機器の撤去や処分にかかる経費
- (14) 事業の目的以外で利用できる汎用品（パソコン、タブレット、スマートフォン等）。ただし、導入する機器等に付随して当該機器等の利用のために特別な機能を有するように製造されたものは対象となり得る。
- (15) その他、県が本事業の趣旨に沿わないと判断する経費

(補助額の上限について)

第4 補助上限は、1事業主体1申請につき、実施要綱別表の事業分類ごとに定める額までとする。ただし、漁業協同組合が事業主体となり所属正組合員の取組経費を助成する場合は、その組合員ごとの上限額とする。なお、1事業主体あたりの申請件数等は事業の公募ごとに別に定める。

(事業種目ごとの基準・要件)

第5 第1の表に掲げる事業種目ごとの基準、要件は以下のとおりとする。

(1) 漁業・養殖業等の生産活動の効率化（スマート機器）

ア 補助対象経費

(ア) イの要件を満たすスマート機器の導入にかかる経費

(イ) ソフトやアプリケーション等の利用料（事業期間内に契約及び支払いが行われるものに限り、最大1年間分）

イ スマート機器の要件

本事業におけるスマート機器は、以下（ア）、（イ）の条件を同時に満たすものとする。

(ア) 性能（いずれかを満たすもの）

(i) ICTやIoTを用いて、観測した情報をリアルタイムで閲覧、記録又は機器の遠隔操作を可能とするもの

(ii) AI、機械学習により作業の制御や操業を最適化するもの

(iii) ロボットを用いてこれまで人力で行っていた作業を容易にするもの

(iv) アナログの情報をデジタル化し、蓄積、共有、分析を容易にするもの

(イ) 趣旨

漁業者等が所有している機器又はサービスでは同内容の取組が実施できないものであって、当該機器又はサービスの導入により、漁業者の生産活動を従来から大きく変化させ、①省力化・省人化、②燃油使用量削減、③給餌効率の改善、④その他コスト削減の効果が導入後速やかに発現するもの。(コスト削減等の効果がカタログ等の資料や他の実例から明示できるものに限る)

ウ コスト縮減モデルタイプとして実施する場合の要件

実施要綱別表に定めるコスト縮減モデルタイプについては、スマート機器の導入により得られたコスト縮減等の効果を広く普及するためのモデルとして実施することとし、事業に取り組む漁業者等は、スマート機器導入後一定期間、漁船漁業の操業や養殖業の飼育管理、水域環境などのデータを収集し試験研究機関等に提供するとともに、教育機関と連携協定を締結したうえで講義や現地視察受入等の取組を行わなければならない。ただし、教育機関との連携が困難な場合は、県内におけるスマート機器の普及に向けた県や漁協等の学習会等の活動に参画し、事例発表や実地学習の受入れを行うこと。

エ 事業計画の策定について

事業計画については、水産業普及指導センターと調整の上、策定するものとする。

(2) 海面養殖業の生産活動の効率化 ((1) 以外)

ア 補助対象経費

既設の施設、設備又は機器と比較して、コスト縮減等の効果が認められる施設、設備又は機器への更新、改修又は増設に係る経費。ただし、増産のみを目的とした取組は補助対象外とする。

イ 事業計画の策定について

事業計画については、水産業普及指導センターと調整の上、策定するものとする。

(3) 漁船機関の長寿命化

ア 補助対象経費

総トン数20トン未満の漁船機関にかかるオーバーホール作業の工賃及び部品代。ただし、過去に国や県等の補助事業を活用して導入した機関であって、耐用年数期間を経過しないものは、補助対象外とする。

- (4) 海面養殖施設資材の長寿命化等
- (5) 定置漁具の長寿命化等

ア 補助対象経費

(ア) 養殖施設のコスト縮減等

既設の施設、設備と比較して、コスト縮減等の効果が認められる施設、設備への更新、改修に要する経費（増産のみを目的とした取組を除く）。

(イ) 定置漁業、海面養殖業における網地等資材の防汚処理

(i) これまで実施していない者が新たに取り組む場合、これまで実施していなかった部位の処理も含め拡大して取り組む場合、又は、防汚効果の高い防汚剤へ変更し効果発現期間の延長に取り組む場合に係る経費。

(ii) 網染め作業を外部委託する場合の委託費、防汚剤を購入して自ら網染めする場合は防汚剤購入費（網染作業に係る人件費は含めない）。

イ 防汚処理の条件等

(ア) ア(イ)の防汚処理とは、網染め作業を外部委託する場合は染め終えた網が納品されるまで、自ら網染めする場合は購入した防汚剤を使用して染め終えるまでを指す。

(イ) 防汚剤の必要量については、算定方法を明示すること。

例：塗布する網地面積 × 面積当たりの使用量 = 必要量

(ウ) 全国漁業協同組合連合会が認定した「安全確認防汚剤」であること。

(6) 種苗生産・陸上養殖におけるコスト縮減等

ア 補助対象経費

既設の施設、設備又は機器と比較して、コスト縮減等の効果が認められる施設、設備又は機器への更新、改修又は増設にかかる経費

イ 補助対象者の要件

交付申請時点において、1事業期間以上の事業の実績を有する者とする

(7) 加工流通分野におけるコスト縮減等

ア 補助対象経費

(ア) コスト縮減等の効果が見込まれる施設、設備又は機器の導入、改修又は増設にかかる経費

(イ) 既設の施設、設備又は機器と比較して、コスト縮減等の効果が認められる施設、設備又は機器への更新、改修又は増設にかかる経費

(ウ) コスト縮減等の効果が認められる電動式車両への更新にかかる経費

イ 補助対象者の要件

交付申請時点において、1事業期間以上の事業の実績を有する者とする

(8) 魚市場における集出荷能力向上・効率化

ア 補助対象経費

コスト縮減等が認められる施設整備にかかる経費であって、魚市場内における水揚げや出荷等に関するもの

イ 補助対象者の要件

公設市場又は卸売市場法に基づき知事の認定を受けた地方卸売市場の卸売業者とする

ウ 事業計画の策定について

事業計画については、市場の開設者と調整の上、策定するものとする。
ただし、開設者と卸売業者が同一の場合はこの限りではない。

エ 共同利用タイプとして申請する場合の要件

計画策定にあたり、魚市場に出荷する漁業者等の受益者（漁業種類及び受益者数）を明示したうえで、当該受益者におけるコスト縮減等の具体的な効果を計画に記載すること。